

件名	亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例	議会事務局 議事調査課
1 制定・改廃の背景と趣旨 地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正され、地方議会に係る手続のオンライン化が可能とされたこと及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」（令和2年4月30日付け総務省自治行政局行政課長通知）において、委員会をオンラインの方法により開催して差し支えないと示されていることを踏まえ、所要の改正を行うものです。 2 改正内容 （1）地方議会に係る手続のオンライン化に伴い、公聴会における電子情報処理組織を使用する方法による意見の申出及び会議記録の作成を可能とする規定を設けます。また、公述人の陳述は、電子情報処理組織を使用する方法による提示はできないこととします。 ＜第24条、第28条及び第30条関係＞ （2）オンラインの方法による委員会の開催方法の特例を見直します。 ＜第15条の2条関係＞ （3）委員会に出席を求められた者は、オンラインによる方法により委員会で説明できることとし、公述人又は参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるができることとします。 ＜第21条、第25条第3項及び第29条関係＞ （4）その他規定の整理を行います。 ＜第8条、第10条、第12条、第15条、第20条、第23条及び第25条第1項関係＞ 3 その他 （1）施行日は、公布の日とします。		